



2025年8月14日

各 位

会 社 名 ウシオ電機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 朝日 崇文
(コード番号 6925 東証プライム)
問 合 せ 先 経理財務部長 伊藤 広己
(TEL. 03-5657-1000)

従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分価額の決定に関するお知らせ

当社は、2025年8月5日（以下「処分決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）に関し、本日、処分価額を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本自己株式処分の詳細は、2025年8月5日付け当社プレスリリース「従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」（以下「処分決議日プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

1. 決定された処分価額等

- (1) 処分価額 1株につき2,143円
- (2) 処分価額の総額 177,440,400円

2. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。その処分価額については、処分決議日プレスリリース「1. 処分の概要（注2）本自己株式処分の処分価額の決定方法（価格決定期間を設けた趣旨）」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また恣意性を排除した価額とするため、2025年8月4日（処分決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,822円と2025年8月8日から同月14日までの間のいずれかの日の直前取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値のうち最も高い金額である同月13日の終値2,143円を比較し、高い方の金額である2,143円に決定いたしました。このような自己株式処分の処分価額は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法により決定されたものであり、また、市場株価と同額であるため、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上